

一般社団法人

東京都個人タクシー協会 会報

乗って安心個人タクシー

第42回 理事会の焦点

業界独自の体制で、自浄と利便促進を

開催日時 6月22日(金) 午後1時
場所 日個連会館

決議事項

- ① 第5回定時総会提出議案承認の件
- ② 個人タクシー事業者団体評価規程制定(案)承認の件
- ③ 街頭営業適正化指導規程一部改定(案)承認の件
- ④ 短距離客歓迎ステッカー貼付終了の件

理事会冒頭、秋田会長から現在の業界を取り巻く状況について「個人タクシーを応援する議員連盟」の第5回総会が開催されました。新規許可枠の問題に対し、国会議員の先生方には積極的に動いていただいているところです。我々も円滑な譲渡譲受に向けた要望をいくつか出していますので、それらについての返答を待ちたいと思っています」と挨拶がありました。

羽田空港国際線タクシープールについて

羽田空港国際線において、更なる需要の増加が見込まれる状況から、タクシープール入構待ち渋滞の改善・解消のため、第2タクシープールの確保・整備が決定しました。来年4月の実施に向けた新たな運用として、インバウンド旅客に向け、英語研修修了者専用レーン(おもてなしレーン)入構条件を今までの「初級」以上



から「中級」以上に変更することとなりました。今後、当協会で開催する英語研修も中級で開催することとします。引き続き羽田空港国際線への入構を希望する事業者は、早めの英語研修中級受講をお願いします。

個人タクシー事業者団体評価制度について

不祥事が続く中、さらに指導・教育を着実にを行うために、個人タクシー業界独自の「個人タクシー事業者団体評価」制度を創設・導入することとなりました。

東京タクシーセンターが行っていた同制度が廃止され、評価に係る情報が個人タクシーの適正な事業運営に向けた取組みを支援する目的に協同組合本部へ提供されることになったことから、これに行政処分事案や協会街頭指導事案を評価対象に加え、協同組合本部が一元的に管理し、支部に対する指導・教育を着実に

う体制を整備するものです。これらは、個人タクシー業界全体の組織、管理体制を強化することで、利用者の方々へのなお一層の利便促進を図ろうとするものです。

その後の審議にて、決議事項は原案通り可決承認されました。



都内個人タクシー現況 (平成30年6月1日現在)
 許可事業者数 12,769名 (前月比 -53名)
 (特別区、武三12,355名 北多摩156名 南多摩258名)
 傘下事業者数 12,490名 (前月比 -58名)
 (特別区、武三12,079名 北多摩153名 南多摩258名)
 ※集計方法は運輸行政と異なります。

平成29年度事業報告 (二部抜粋)

業界の現況

個人タクシーは、法人の規制緩和とは逆に規制の強化が実施されたことにも影響され、平成14年度末の1万9056人から平成29年度末では1万2874人と6182人も減少をしております。新たに個人タクシー事業者となった者は、譲渡譲受認可事業者のみで、平成28年度360人、平成29年度302人に止まっています。全事業者数で見ると、この1年では545人の減少となり、1万2千を割り込むことが目前に迫っており、正しく危機的状況となっております。

東京都の全交通圏においては、新規許可が引き続き凍結されており、事業者数は更に減少し、組織を維持することが困難な状況となることは明らかであります。

その様な最悪な状況を迎える前に、個人タクシー業界の存亡を掛け、例えば、一定数以上の事業者数が減少した場合に、その減少分を補充する等の措置を講じて頂けるよう行政に要請していただくこと、平成29年4月12日開催された「自民党の個人タクシーを応援する議員連盟」の第3回総会の挨拶の中で自動車局長から、「2011年から2015年まで全国の個人タクシーの減少率は、17.2%。同じ期間の法人タクシーの減少率は11.5%で、タクシーの数を減らすことへの貢献は法人に比べて明らかにある。」とした上で「どういった形で個人タクシーの新規許可ができるか真剣に検討したい。高齢化を止めて若い血を入れることに使っていただければいい。法人業界との調整や特措法の趣旨といった点でも今後相談し、対応できるようにしたい。」との見解が述べられました。

た。今後は、個人タクシー業界が取り得る施策を精査した上で、行政にお願いしていくことになり、やっと一歩の前進を見ました。個人タクシー業界の将来を少しでも明るくするために、早期実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。

主な取り組み状況 (二部抜粋)

【優良運転者表彰】

優良運転者表彰につきましては、かねてから要望しておりました「表彰関係取扱規程」が改正され、従来はタクシー運転者としての継続勤務期間については個人タクシーになってから5年を経過しないと表彰(5年表彰)の受賞資格が得られなかったものが、平成30年4月1日より継続勤務期間については法個通算して表彰区分ごとの年数を勤務していれば資格を満たす

【運転免許返納者割引の導入】

日本の少子高齢化の進展に伴い、高齢運転者による死亡事故等の発生が社会問題となる中、高齢運転者の交通事故防止対策は喫緊の課題であり、その対策を進める上で、自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段を確保することが必要となっております。高齢や健康上の理由で運転免許証を自主的に返納し、外出の足を失った方々が少しでもタクシーを利用しやすくなるよう、3月15日開催の第39回理事会におきまして、東京の個人タクシー業界として運転免許返納者割引を導入していくことを決定しました。

正味財産増減計算書 平成29年5月1日から平成30年4月30日まで (単位:円)

Table with columns: 科目, 当年度, 前年度, 増減. Rows include: 一般正味財産増減の部, 1. 経常増減の部, (1) 経常収益, 受取登録料, 受取会費, 会員受取会費, 上部団体受取会費, 事業収益, 研修事業収益, 代行事業収益, 雑収益, 経常収益計, (2) 経常費用, 事業費, 役員報酬, 給料手当, 役員退職給付費用, 退職給付費用, 法定福利費, 福利厚生費, 会議費, 旅費交通費, 通信運搬費, 減価償却費, 報奨費, 消耗品費, 会場費, 委託費, 印刷製本費, 賃借料, 清掃費, 光熱水料費, リース料, 表彰費, 共済給付金, 花環代, 振込手数料, 管理費, 役員報酬, 給料手当, 役員退職給付費用, 退職給付費用, 法定福利費, 福利厚生費, 会議費, 旅費交通費, 通信運搬費, 減価償却費, 什器備品費, 消耗品費, 印刷製本費, 賃借料, 清掃費, 光熱水料費, リース料, ソフト費, 表彰費, 対外活動費, 広告宣伝費, 新聞図書費, 諸負担金, 顧問料, 慶弔費, 交通援助賛助金, 租税公課, 上部団体費, 雑費, 経常費用計, 当期経常増減額, 2. 経常外増減の部, (1) 経常外収益, 経常外収益計, (2) 経常外費用, 経常外費用計, 当期経常外増減額, 税引前当期一般正味財産増減額, 法人税等, 当期一般正味財産増減額, 一般正味財産期首残高, 一般正味財産期末残高, II 指定正味財産増減の部, 当期指定正味財産増減額, 指定正味財産期首残高, 指定正味財産期末残高, III 正味財産期末残高.

高齢者の免許更新・早めの手続きを

Ⅱ 検査・講習予約満杯で失効の恐れ Ⅱ

昨年3月の道交法改正により、75歳以上(免許証の更新期間の満了日・誕生日の1か月後の日現在)の方が運転免許証の更新をする際には、更新手続を行う前に、「認知機能検査」を受け、その検査結果に基づいて、検査日とは別日に「高齢者講習」を受講しておく必要があります。

更新手続には想像以上の期間を要しますので、「免許証更新のための検査と講習のお知らせ」のハガキが届きましたら、即刻、極力早い日程で受検できる教習所を探して認知機能検査の予約をしてください。

④ 高齢者講習の予約(認知機能検査の結果に基づき、2時間講習か3時間講習のいずれか指定された講習を、47の教習所のいずれかへ事前予約しますが、認知機能検査と同様に大変混みあっております。)

⑤ 高齢者講習の受講(受講後、「高齢者講習終了証明書」が交付されます。更新手続時に必要です。)

⑥ 更新手続
更新手続が満了日までに終了できなかつた場合、運転免許は失効します。更新手続時に必要です。

⑦ 更新手続
更新手続が満了日までに終了できなかつた場合、運転免許は失効します。更新手続時に必要です。

⑧ 更新手続
更新手続が満了日までに終了できなかつた場合、運転免許は失効します。更新手続時に必要です。

⑨ 更新手続
更新手続が満了日までに終了できなかつた場合、運転免許は失効します。更新手続時に必要です。

⑩ 更新手続
更新手続が満了日までに終了できなかつた場合、運転免許は失効します。更新手続時に必要です。

⑪ 更新手続
更新手続が満了日までに終了できなかつた場合、運転免許は失効します。更新手続時に必要です。

⑫ 更新手続
更新手続が満了日までに終了できなかつた場合、運転免許は失効します。更新手続時に必要です。

⑬ 更新手続
更新手続が満了日までに終了できなかつた場合、運転免許は失効します。更新手続時に必要です。

⑭ 更新手続
更新手続が満了日までに終了できなかつた場合、運転免許は失効します。更新手続時に必要です。

⑮ 更新手続
更新手続が満了日までに終了できなかつた場合、運転免許は失効します。更新手続時に必要です。

⑯ 更新手続
更新手続が満了日までに終了できなかつた場合、運転免許は失効します。更新手続時に必要です。

⑰ 更新手続
更新手続が満了日までに終了できなかつた場合、運転免許は失効します。更新手続時に必要です。

平成30年6月1日付け期限更新許可期限1年連続者について

安全第一、法令順守の営業を
平成30年6月1日付け期限更新の内容がまとまりました。

今回の更新者は1827名で、更新後の許可期限の内訳は5年166名、3年741名、2年86名、1年810名、定年を迎える最終更新5名、前回更新時における違反未報告等による処分保留19名でした。

また、460名が道交法違反等により特別研修の対象となりました。

なお1年を5回連続すると「許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準」により期限更新を認めないことになりませんが、今回も対象者ゼロでありました。

4回連続の13名、3回連続の35名に対しては当協会会長名で警告書を送付し、安全運転への注意喚起を行いました。

より一層の安全運転を心掛けてください。

期限更新者の内訳

更新者数	更新後の許可期限(内訳)				
	5年	3年	2年	1年	定年(最終更新)
1,827 (100%)	166 (9.1%)	741 (40.6%)	86 (4.7%)	810 (44.3%)	5 (0.3%)

※年齢の理由のみで3年、2年、1年となった者を含む。
※その他、違反報告未了等による保留者19名あり。

許可期限1年連続者

初回	2回連続	3回連続	4回連続	合計
314	98	35	13	460

※年齢、代務雇用中、事業休止中の理由により1年となった350名を除く。

不正営業集計表(街頭営業適正化指導規程)

発生日	警告事案	処分事案	処分事案(加重)	合計
平成30年4月	20	4	0	24

処分事案対処報告書(街頭営業適正化指導規程)

平成30年5月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発生日	対象行為	加重	処分内容
東個協	足立第一支部	H・T	H30.1.27	新宿区新宿5-11	メーター操作不適切		表示灯使用停止 精算停止 無線営業停止
東個協	足立第二支部	N・A	H29.12.27	港区新橋1-13	運送引受拒絶		表示灯使用停止 精算停止
東個協	北支部	K・M	H30.3.30	中央区銀座6-2先	待機禁止無視	加重	表示灯使用停止 精算停止 講習1日
東個協	都心支部	M・Y	H30.2.27	新橋駅東口吉野家前	進入禁止無視		表示灯使用停止 精算停止
東個協	墨東支部	T・K	H30.1.15	中央区銀座7-3	乗禁地区営業		表示灯使用停止 精算停止
東個協	新東京支部	K・Z	H30.2.27	中央区銀座4-7	メーター不使用		表示灯使用停止 精算停止
都営協	板橋支部	M・K	H30.4.2	港区新橋2-17	メーター操作不適切		表示灯使用停止 換金停止 無線配車止め
都営協	事業団支部	N・K	H30.3.27	新橋駅烏森口周辺	待機禁止無視		表示灯使用停止 換金停止 無線配車止め

※処分事案は会員団体に処分を要請し、平成30年5月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

計報

*5月

氏名	所属団体	享年	病名
荻野 幸吉	(東個協・江戸川第一)	70	食道癌
嶋田 忠宏	(東個協・武三)	72	大腸癌
津村井 正男	(東個協・練馬第二)	73	心不全
月足 和朗	(東個協・北多摩)	52	不明
末松 賢	(都営協・江戸川)	61	脳挫傷
関根 昌治	(都営協・亀戸)	70	胃癌
鹿沼 勇	(都営協・東友)	67	心不全

ご冥福をお祈り申し上げます

地理モニター報告⑥⑥

【名称変更】

旧名称	新名称	所在地	変更日
晴海グランドホテル	ホテルフクラシア晴海	中央区晴海3-8-1	平成30年6月

【道路・橋等】

地図	名称	概要	変更日
	東京外かく環状道路 (三郷南IC ~ 高谷JCT)	既存の外環道と京葉道路・東関東道が外環道で接続されることにより、北関東と千葉県が首都高を経由せずにアクセスできるようになるとともに、この開通により、渋滞が激しい首都高速中央環状線や、箱崎JCTの渋滞緩和が期待される。	平成30年6月

冒頭、関東運輸局東京運輸支局久米次長からご挨拶がありました。

「これからは個人タクシー事業者として日々営業されることとなりますが、皆様にとのお願ひがあります。

一つ目は輸送の安全・安心の確保です。一人ひとりが安全のプロフェッショナルとしての高い意識を持ってハンドルを握ってください。二つ目はコンプライアンス(法令遵守)です。残念ながら昨年来、個人タクシー事業者による悪質な違反等が頻繁に発生しております。このような問題が繰り返し発生しますと、個人タクシーは優秀適格者であるという位置付けそのものが問われることとなります。改めて法令遵守の徹底をお願いいたします。

最後はタクシー事業の適正化及び活性化です。平成26年1月に改正特措法が施行されま

した。供給過剰の解消、業界の活性化を目指して、一丸となって取り組んでいただくとともに、利用者利便向上にご尽力をお願いします。

以上3つのお願いをさせていただきますが、個人タクシー事業者は、優秀適格者の方々に与えられたものです。適切な自己管理ができなければ、最悪の場合、期限更新が認められずに個人タクシー事業が継続することができなくなるような

事態にもなりかねません。今後は自分自身を律して、適切な自己管理をしていただければと思います。

皆様がご自身の健康に留意され、末永く無事故でご活躍される事を「祈念申し上げます」

東個協・板橋第一支部
平川 健治さん(36歳)
法人になって3年経った頃に、自分はタクシーの仕事が性に合っているなど感じはじめました。その時、個人タクシーを知り、それならば将来は自分も個人タクシーを目指そうと思ったのがきっかけです。今後は、まず安全運転を心掛け、違反や事故をできるだけ起こさないように、安全安心な運行に努めたいと思います。

個人タクシーは優秀適格者であるという位置付けそのものが問われることとなります。改めて法令遵守の徹底をお願いいたします。

最後はタクシー事業の適正化及び活性化です。平成26年1月に改正特措法が施行されま

した。供給過剰の解消、業界の活性化を目指して、一丸となって取り組んでいただくとともに、利用者利便向上にご尽力をお願いします。

以上3つのお願いをさせていただきますが、個人タクシー事業者は、優秀適格者の方々に与えられたものです。適切な自己管理ができなければ、最悪の場合、期限更新が認められずに個人タクシー事業が継続することができなくなるような

事態にもなりかねません。今後は自分自身を律して、適切な自己管理をしていただければと思います。

皆様がご自身の健康に留意され、末永く無事故でご活躍される事を「祈念申し上げます」

東個協・板橋第一支部
平川 健治さん(36歳)
法人になって3年経った頃に、自分はタクシーの仕事が性に合っているなど感じはじめました。その時、個人タクシーを知り、それならば将来は自分も個人タクシーを目指そうと思ったのがきっかけです。今後は、まず安全運転を心掛け、違反や事故をできるだけ起こさないように、安全安心な運行に努めたいと思います。

した。供給過剰の解消、業界の活性化を目指して、一丸となって取り組んでいただくとともに、利用者利便向上にご尽力をお願いします。

以上3つのお願いをさせていただきますが、個人タクシー事業者は、優秀適格者の方々に与えられたものです。適切な自己管理ができなければ、最悪の場合、期限更新が認められずに個人タクシー事業が継続することができなくなるような

事態にもなりかねません。今後は自分自身を律して、適切な自己管理をしていただければと思います。

皆様がご自身の健康に留意され、末永く無事故でご活躍される事を「祈念申し上げます」

東個協・板橋第一支部
平川 健治さん(36歳)
法人になって3年経った頃に、自分はタクシーの仕事が性に合っているなど感じはじめました。その時、個人タクシーを知り、それならば将来は自分も個人タクシーを目指そうと思ったのがきっかけです。今後は、まず安全運転を心掛け、違反や事故をできるだけ起こさないように、安全安心な運行に努めたいと思います。

した。供給過剰の解消、業界の活性化を目指して、一丸となって取り組んでいただくとともに、利用者利便向上にご尽力をお願いします。

以上3つのお願いをさせていただきますが、個人タクシー事業者は、優秀適格者の方々に与えられたものです。適切な自己管理ができなければ、最悪の場合、期限更新が認められずに個人タクシー事業が継続することができなくなるような

事態にもなりかねません。今後は自分自身を律して、適切な自己管理をしていただければと思います。

皆様がご自身の健康に留意され、末永く無事故でご活躍される事を「祈念申し上げます」

東個協・板橋第一支部
平川 健治さん(36歳)
法人になって3年経った頃に、自分はタクシーの仕事が性に合っているなど感じはじめました。その時、個人タクシーを知り、それならば将来は自分も個人タクシーを目指そうと思ったのがきっかけです。今後は、まず安全運転を心掛け、違反や事故をできるだけ起こさないように、安全安心な運行に努めたいと思います。

した。供給過剰の解消、業界の活性化を目指して、一丸となって取り組んでいただくとともに、利用者利便向上にご尽力をお願いします。

以上3つのお願いをさせていただきますが、個人タクシー事業者は、優秀適格者の方々に与えられたものです。適切な自己管理ができなければ、最悪の場合、期限更新が認められずに個人タクシー事業が継続することができなくなるような

譲渡譲受認可書交付式

自分自身を律し、適切な自己管理を

6月21日(木)午後3時より、個人タクシー会館にて、関東運輸局主催による「個人タクシー譲渡譲受認可書交付式」が行われました。



した。供給過剰の解消、業界の活性化を目指して、一丸となって取り組んでいただくとともに、利用者利便向上にご尽力をお願いします。

以上3つのお願いをさせていただきますが、個人タクシー事業者は、優秀適格者の方々に与えられたものです。適切な自己管理ができなければ、最悪の場合、期限更新が認められずに個人タクシー事業が継続することができなくなるような

した。供給過剰の解消、業界の活性化を目指して、一丸となって取り組んでいただくとともに、利用者利便向上にご尽力をお願いします。

以上3つのお願いをさせていただきますが、個人タクシー事業者は、優秀適格者の方々に与えられたものです。適切な自己管理ができなければ、最悪の場合、期限更新が認められずに個人タクシー事業が継続することができなくなるような

事態にもなりかねません。今後は自分自身を律して、適切な自己管理をしていただければと思います。

皆様がご自身の健康に留意され、末永く無事故でご活躍される事を「祈念申し上げます」

東個協・板橋第一支部
平川 健治さん(36歳)
法人になって3年経った頃に、自分はタクシーの仕事が性に合っているなど感じはじめました。その時、個人タクシーを知り、それならば将来は自分も個人タクシーを目指そうと思ったのがきっかけです。今後は、まず安全運転を心掛け、違反や事故をできるだけ起こさないように、安全安心な運行に努めたいと思います。

した。供給過剰の解消、業界の活性化を目指して、一丸となって取り組んでいただくとともに、利用者利便向上にご尽力をお願いします。

以上3つのお願いをさせていただきますが、個人タクシー事業者は、優秀適格者の方々に与えられたものです。適切な自己管理ができなければ、最悪の場合、期限更新が認められずに個人タクシー事業が継続することができなくなるような

